

# エチルベンゼン新指針値への対応

- 説明会動画公開リンク（公開期間：令和7年8月22日(金)まで）

[エチルベンゼン新指針値への対応に関する説明会](#)



日本接着剤工業会

Japan Adhesives Industry Association

# エチルベンゼン新指針値対応 4VOC移行登録受付について

令和7年6月20日（金）

日本接着剤工業会



日本接着剤工業会

Japan Adhesives Industry Association

# 本日のコンテンツ

1. エチルベンゼンの室内濃度指針値改定
  2. エチルベンゼン新指針値に対応した接着剤中含有量管理値
  3. 新登録番号について
  4. エチルベンゼン新指針値対応製品の移行登録スケジュール
  5. 室内空気質汚染対策のためのVOC自主管理規定（第10版）変更点
  6. 申請方法
  7. 4VOC基準適合製品（エチルベンゼン新指針値対応）登録申請書（第4版） VOC様式－1
  8. （エチルベンゼン新指針値対応）登録製品品質管理チェック表（第6版） VOC様式－6
  9. 更新製品リスト（第3版） VOC様式－9
  10. 登録確認書（第4版） VOC様式－3
  11. 個別証明書
  12. 登録マーク表示モデル VOC様式－4
- 参考資料
13. 新規申請製品リスト（第3版） VOC様式－2
  14. 4VOC基準適合製品登録 [変更・取消] 届出書 VOC様式－5
  15. 申請者登録書（非会員のみ） VOC様式－7
  16. 4VOC基準適合（エチルベンゼン新指針値対応）製品登録（更新）申請書 VOC様式－8



# 1. エチルベンゼンの室内濃度指針値改定

厚生労働省室内濃度指針値の改定（令和7年1月17日改定）

	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン
指針値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	260	200	<b>3800 ⇒ 370</b>	220

## 厚生労働省の協力要請

（シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会 中間報告書から抜粋）

指針値は公衆衛生の観点から、化学物質の不必要な暴露を低減させ、それらが健康影響の危惧を起すことなく安全かつ適正に使用されるようにすることを目的に、関係者がシックハウス対策に取り組むにあたって参考にさせていただきたい値として策定しているものである。**令和8年3月末を目標に、エチルベンゼンの新指針値に対応**するための取組を進めていただくよう、関係者各位のご協力をお願いしたい。



## 2. エチルベンゼン新指針値に対応した接着剤中含有量管理値

厚生労働省室内濃度指針値改定（令和7年1月17日改定）

3,800  $\mu\text{g}/\text{m}^3$



370  $\mu\text{g}/\text{m}^3$

現行より厳しい管理が必要な接着剤種は、移行登録申請が必要。

接着剤種毎に時期を決めて審査する。

移行登録製品には登録確認書・個別証明書を発行する。

エチルベンゼン含有量管理値 (wt%)	接着剤の種類	登録件数 (6/16時点)	登録申請受付時期
0.01未満	酢酸ビニル樹脂系溶剤形	8	11月
	$\alpha$ -オレフィン樹脂系	35	11月
	水性高分子-イソシアネート系	465	10月
	ホットメルト形	842	8月
0.03未満	ビニル共重合樹脂系エマルション形	334	11月
	ビニル共重合樹脂系溶剤形	3	11月
	エポキシ樹脂系	329	10月
0.1未満	酢酸ビニル樹脂系エマルション形	924	自動移行、2025年12月末に登録確認書送付
	アクリル樹脂系エマルション形	283	自動移行、2025年12月末に登録確認書送付
	ウレタン樹脂系	894	自動移行、2025年12月末に登録確認書送付
	変成シリコーン樹脂系	454	自動移行、2025年12月末に登録確認書送付
	シリル化ウレタン樹脂系	14	自動移行、2025年12月末に登録確認書送付
	ゴム系ラテックス形	85	自動移行、2025年12月末に登録確認書送付
	ゴム系溶剤形	147	自動移行、2025年12月末に登録確認書送付
	ホルムアルデヒド樹脂形	108	自動移行、2025年12月末に登録確認書送付

管理値が変わらない接着剤種は、JAIAで自動移行し、登録確認書・個別証明書を2025年12月に発行予定

### 3. 新登録番号について

旧登録番号

5 0 0 0 0 0 0

5から始まる6桁の数字



「EPA」新指針値対応新登録番号

6 0 0 0 0 0 0

6から始まる6桁の数字

**注意**

日接工は、原則として2025年内（2025年12月末）には移行登録を終える予定です。製品ラベル・SDS表示・カタログ等の切り替えには相当の時間が必要のため、接着剤使用者への4VOC基準適合証明は、日接工HPを活用してください。



日本接着剤工業会

Japan Adhesives Industry Association

# 4. エチルベンゼン新指針値対応製品の移行登録スケジュール

日程	内容	接着剤の種類	登録件数 (6/16時点)	申込締切	有効期限	登録費用	備考
6月13日(金)	定期登録審査			6月6日(金)	令和11年3月31日	3,000円/件	従来基準で審査
6月20日(金)	説明会					-	
7月上旬	日接工より対象製品リストを登録各社に送付						
8月22日(金)	移行登録審査	ホットメルト形	842	8月15日(金)	有効期限は変更なし	0円/件	
9月12日(金)	定期登録審査			9月5日(金)	令和11年3月31日	3,000円/件	新基準で審査
10月10日(金)	移行登録審査	水性高分子-イソシアネート系	465	10月3日(金)	有効期限は変更なし	0円/件	
		エポキシ樹脂系	329				
11月14日(金)	移行登録審査	酢酸ビニル樹脂系溶剤形	8	11月7日(金)	有効期限は変更なし	0円/件	
		α-オレフィン樹脂系	35				
		ビニル共重合樹脂系エマルション形	334				
		ビニル共重合樹脂系溶剤形	3				
12月12日(金)	定期登録審査			12月5日(金)	令和11年3月31日	3,000円/件	新基準で審査
12月末	自動移行登録	管理値が変わらない残り8種	2909		有効期限は変更なし	0円/件	
3月 6日(金)	定期登録審査				令和11年3月31日	3,000円/件	新基準で審査
	更新登録審査	移行登録済みの製品が対象となります			令和11年3月31日	1,000円/件	

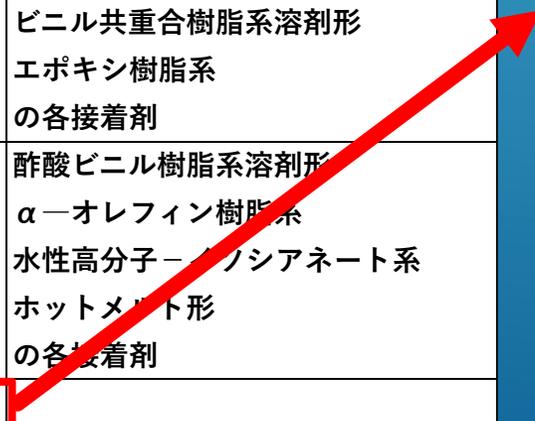
# 5. 室内空気質汚染防止のためのVOC自主管理規定（10版）変更点

## 室内空気質汚染防止のためのVOC自主管理規定（第9版）

物質	J A I A 4 VOC含有量管理値 重量%	備考
トルエン	0.1未満	ただし、 エチル酢酸ビニル共重合樹脂系エマルジョンを 含有する接着剤は、0.05重量%未満
キシレン	0.1未満	酢酸ビニル樹脂系エマルジョン形 アクリル樹脂系エマルジョン形 ウレタン樹脂系 変性シリコーン樹脂系 シリル化ウレタン樹脂系 ゴム系ラテックス形 ゴム系溶剤形 ホルムアルデヒド樹脂形 の各接着剤
	0.03未満	ビニル共重合樹脂系エマルジョン形 ビニル共重合樹脂系溶剤形 エポキシ樹脂系 の各接着剤
	0.01未満	酢酸ビニル樹脂系溶剤形 α-オレフィン樹脂系 水性高分子-イソシアネート系 ホットメルト形 の各接着剤
エチルベンゼン	0.1未満	
スチレン	0.015未満	

## 室内空気質汚染防止のためのVOC自主管理規定（第10版）

物質	J A I A 4 VOC含有量管理値 重量%	備考
トルエン	0.1未満	ただし、 エチル酢酸ビニル共重合樹脂系エマルジョンを 含有する接着剤は、0.05重量%未満
キシレン  および エチルベンゼン	0.1未満	酢酸ビニル樹脂系エマルジョン形 アクリル樹脂系エマルジョン形 ウレタン樹脂系 変性シリコーン樹脂系 シリル化ウレタン樹脂系 ゴム系ラテックス形 ゴム系溶剤形 ホルムアルデヒド樹脂形 の各接着剤
	0.03未満	ビニル共重合樹脂系エマルジョン形 ビニル共重合樹脂系溶剤形 エポキシ樹脂系 の各接着剤
	0.01未満	酢酸ビニル樹脂系溶剤形 α-オレフィン樹脂系 水性高分子-イソシアネート系 ホットメルト形 の各接着剤
スチレン	0.015未満	



## 6. 申請方法

移行登録申請者は、次の書類を登録審査委員会に提出しなければならない。

- (1) 4VOC基準適合製品登録申請書 (VOC様式-1)
- (2) 登録製品品質管理チェック表 (VOC様式-6)
- (3) 更新製品リスト (VOC様式-9)

新書式

6月27日までにHPに掲載

<上記に加え非会員が提出する書類>

- (4) 品番の異なる全ての申請製品について、指定機関\*による4VOC含有量試験データ
- (5) 登録申請者の会社案内ならびに申請者登録書 (VOC様式-7)

\*指定機関：(株)MCエバテック

# 7. 4VOC基準適合製品（エチルベンゼン新指針値対応）登録申請書（第4版） VOC様式－1

## 4VOC基準適合製品（エチルベンゼン新指針値対応）登録申請書（第4版）

日本接着剤工業会VOC自主管理規定第7条の1に基づき、4VOC基準適合製品登録を下記のとおり申請いたします。

第5条に基づき、登録申請する製品に関して4VOCを組成に配合していない製品であることを誓約いたします。

尚これに違反したことが判明した場合には、貴団体の処置に従います。

### 記

1. 申請製品名 \_\_\_\_\_ 計 点
2. 添付資料  
製品リスト  
(エチルベンゼン新指針値対応) 登録製品品質管理チェック表 (VOC様式－6)
3. 連絡先



# 8. (エフハベンゼン新指針値対応) 登録製品品質管理チェック表 (第6版) VOC様式-6

(エフハベンゼン新指針値対応) 登録製品品質管理チェック表 (第6版)

区分	小分類	チェック内容	評価結果 いずれかを○で 囲って下さい	
製品概略	1) 製造元	製品の製造者は明確か?	はい	いいえ
	2) 販売元	製品の販売者は明確か?	はい	いいえ
製品仕様	3) 用途	使用用途は明確か?	はい	いいえ
	4) 仕様	塗布仕様や条件は明確か?	はい	いいえ
製品 「必須項目」	5) 工程	製造工程で4VOCを管理値以上含むものを製造していない、かつ洗浄に4VOCを管理値以上含むものを使用していないか?	* はい	いいえ
	6) 原材料	使用原材料の全てが4VOCの管理値以下であるか?	* はい	いいえ
	7) 測定	生産製品の分析測定で含有量が4VOCの管理値以下であることを確認し、かつ管理しているか?	はい **	いいえ
品質管理 「必須項目」	8) 品質規格	原材料の品質規格を定めて、原材料管理しているか?	* はい **	いいえ
	9) 製造工程管理	製造の工程管理方法を定めて、工程管理しているか?	* はい **	いいえ
品質保証体制	10) 体制	品質保証体制は明確か?	はい	いいえ
	11) 異常の有無	苦情等異常時の処置や報告体制は明確か?	はい	いいえ
各種法規制	12) SDS	SDSの内容に矛盾や間違いはないか?	はい	いいえ
	13) 表示	ラベル等の表示は正しくされているか?	はい	いいえ
その他	14) 実績	使用実績はあるか?	はい	いいえ

- ・登録申請品について、各評価区分についてチェックし、VOC様式-1に添付すること。
  - ・「必須項目」の区分の評価結果は、小分類5)6)8)9) (\*) が全て「はい」の時、もしくは小分類7)8)9) (\*\*) が全て「はい」の時、登録を認める。
  - ・6) 原材料では、原材料メーカーの宣誓書、保証書等に関しては、**トルエン：数値0.1重量%未満（ただし、エチル酢酸ビニル共重合樹脂系エマルジョンを含有する接着剤は、0.05重量%未満）、酢酸ビニル樹脂系エマルジョン形、アクリル樹脂系エマルジョン形、ウレタン樹脂系、変成シリコン樹脂系、シリル化ウレタン樹脂系、ゴム系ラテックス形、ゴム系溶剤形、ホムアルデヒド樹脂形の各接着剤中のキシレン・エフハベンゼン含有量：数値0.1重量%未満、ビニル共重合樹脂系エマルジョン形、ビニル共重合樹脂系溶剤形、エポキシ樹脂系の各接着剤中のキシレン・エフハベンゼン含有量：数値0.03重量%未満、酢酸ビニル樹脂系溶剤形、α-オルフィン樹脂系、水性高分子-イソシアネート系、ホトマルト形の各接着剤中のキシレン・エフハベンゼン含有量：数値0.01重量%未満、スチレン：0.015重量%未満であることの記載が必要である。**意図的には添加していない等の表現のものは不可とする（含有量測定を必要とする）。
  - ・問題が生じた場合には、小分類の5)及び6)は、原材料4VOC含有量データと4VOC工程管理方法(データ)、及び生産製品の4VOC含有量測定データ等を提出すること。小分類の7)は、生産製品の4VOC含有量測定データを提出すること。
- 以上の事を確認した上で、貴社の代表者または接着剤事業の責任者あるいは品質保証の責任者が署名を行い、社印または代表者印あるいは責任者印を捺印する。

**含有量の再確認**

# 9. 更新製品リスト (第3版)

# VOC様式-9

(VOC 様式-9)

令和 年 月 日

## 更新製品リスト (第3版)

申請社名 :

申請件数 : 計 点

	製品名	製品の会社名	種類	用途 (内装使用部位)	4 VOC基準適合製品 確認方法	登録番号 J A I A - <b>現登録番号</b> 5 〇〇〇〇〇〇
1						
2						
}						
49						
50						

- \* 本紙はエクセルで作表し、e-mail 添付で事務局( admin@jaia.gr.jp )まで事前に送付して下さい。  
また、申請書類一式として原紙を提出して下さい。
- \* 4 VOC基準適合製品確認方法には、VOC 様式-6の登録製品品質管理チェック表で、  
根拠にした小分類番号【「はい」とした小分類番号 5)・6)、もしくは 7)】を記入して下さい。
- \* 件数が多いときには表を延長して記入して下さい。
- \* 接着剤の種類は第6条の表にそって記入して下さい。
- \* OEM先を含めて製品の会社名を記入して下さい。

申請書作成上のご注意(文字の使用について)

- \* 株式会社や有限会社等、社格は略記号 [株・有等] を用いないようにして下さい。
- \* 社名、製品名でカナ文字を使用する場合、全角カナを使用して下さい。
- \* 社名、製品名で英数字を使用する場合、半角英数字を使用して下さい。

**重要**

**5 始まりの現登録  
番号を必ず記入**

# 10. 登録確認書（第4版）

# VOC様式－3

(VOC 様式－3)

令和 年 月 日

4 VOC 基準適合製品 (エチルベンゼン新指針値対応) 登録確認書(第4版)

株式会社〇〇〇〇 殿

新指針値対応の表記

日本接着剤工業会  
会長 土田 耕作

日本接着剤工業会VOC自主管理規制第11条に基づき、4 VOC 基準適合製品 (エチルベンゼン新指針値対応) 登録を下記の通り確認したので通知します。

製品登録 : 計 2 点

	登録番号 JAIA-	製品の会社名	種類	用途 (内装使用部位)	製品名
1	6〇〇〇〇〇	株式会社〇〇〇〇	ホットメルト形	造作用接着剤	日接工300
2	6〇〇〇〇〇	株式会社〇〇〇〇	ホットメルト形	造作用接着剤	日接工400

# 1 1. 個別証明書



## JAIA-4 VOC基準適合製品（エチルベンゼン新指針値対応）登録証明書

令和7年10月10日

日接工株式会社 殿

新指針値対応の表記

日本接着剤工業会  
会長 土田 耕作

下記の製品は、日本接着剤工業会 室内空気質汚染対策のためのVOC自主管理規定第11条に基づき、4VOC基準適合製品として登録されていることを証明いたします。

記

登録番号 : JAIA-6000000  
製品名 : 日接工ABC  
接着剤の種類 : 水性高分子-イソシアネート系  
登録年月日 : 令和7年10月10日  
有効期限 : 令和9年3月31日

有効期限は変更なし

日本接着剤工業会



Japan Adhesives Industry Association

# 12. 登録マーク表示モデル VOC様式 - 4

## 1. 製品への表示項目

- (1) 日本接着剤工業会 (JAIA) 登録
- (2) 登録番号
- (3) 4VOC基準適合
- (4) 製造社名 (〇〇株式会社) (製品容器の表面に表示があること)
- (5) 商品名 (〇〇接着剤) (製品容器の表面に表示があること)
- (6) ロット番号
- (7) 問い合わせ先 (<https://www.jaia.gr.jp/>)

日本接着剤工業会登録	
登録番号	: JAIA-〇〇〇〇〇〇
放散量区分	: 4VOC基準適合
製造社名	: 〇〇株式会社
問い合わせ先	: <a href="https://www.jaia.gr.jp/">https://www.jaia.gr.jp/</a>
ロット番号	: 〇〇〇〇〇

JAIA-〇〇〇〇〇〇 4VOC基準適合  
問い合わせ先 : <https://www.jaia.gr.jp/>

JAIA-〇〇〇〇〇〇 4VOC基準適合

従来と同じ表示

**重要**

新基準適合申請をせずに旧番号のままでは、4VOC基準適合の表記ができなくなりますのでご注意ください。

JAIA 4VOC基準適合

JAIA  
4VOC基準適合

JAIA F☆☆☆☆ / 4VOC基準適合

JAIA  
F☆☆☆☆  
4VOC基準適合

JAIA  
F☆☆☆☆ / 4VOC基準適合

着剤工業会

# <参考資料>

## 13. 新規申請製品リスト（第4版） VOC様式－2

変更なし

(VOC 様式－2)

令和 年 月 日

### 新規申請製品リスト（第3版）

申請社名 :

申請件数 : 計 点

	製品の会社名	製品の種類	用途（内装使用部位）	製品名	4VOC基準適合製品 確認方法	備考
1						
2						
}						
49						
50						

- \* 本紙はエクセルで作表し、e-mail 添付で事務局( admin@jaia. gr. jp )まで事前に送付して下さい。  
また、申請書類一式として原紙を提出して下さい。
- \* 4VOC基準適合製品確認方法には、VOC 様式－6の登録製品品質管理チェック表で、  
根拠にした小分類番号【「はい」とした小分類番号 5)・6)、もしくは 7)】を記入して下さい。
- \* 件数が多いときには表を延長して記入して下さい。
- \* 接着剤の種類は第6条の表にそって記入して下さい。
- \* OEM先を含めて製品の会社名を記入して下さい。

申請書作成上のご注意(文字の使用について)

- \* 株式会社や有限会社等、社格は略記号〔株・有等〕を用いないようにして下さい。
- \* 社名、製品名でカナ文字を使用する場合、全角カナを使用して下さい。
- \* 社名、製品名で英数字を使用する場合、半角英数字を使用して下さい。

# <参考資料>

## 1 4. 4VOC基準適合製品登録 [変更・取消] 届出書

## VOC様式-5

変更なし

(VOC 様式-5)

令和 年 月 日

日本接着剤工業会  
会長 土田 耕作 殿

届出会社名  
代表者氏名  
連絡者氏名

印

### 4 V O C 基準適合製品登録 [変更・取消] 届出書(第2版)

この度、貴工業会より4VOC基準適合製品登録を受けました接着剤について、下記の(変更・取消)をしたく届出致します。

記

1. [変更・取消]                      変更：      点, 取消：      点  
2. [変更詳細]                        有, 無

## <参考資料>

### 15. 申請者登録書（非会員のみ）

### VOC様式－7

変更なし

（VOC 様式－7）

令和 年 月 日

日本接着剤工業会御中

記載者名  
電話番号

### 申請者登録書

日本接着剤工業会室内空気汚染対策のためのVOC自主管理規定第3条に基づき、申請者登録を下記のとおり申請いたします。

記



# <参考資料>

## 16. 4VOC基準適合（エチルベンゼン新指針値対応）製品登録（更新）申請書 VOC様式－8

（VOC 様式－8）

日本接着剤工業会  
会長 土田 耕作 殿

受付番号	
更新年月日	令和 年 月 日

**新指針値対応の表記**

令和 年 月 日

届出会社名  
代表者氏名  
連絡者氏名  
印

### 4VOC基準適合（エチルベンゼン新指針値対応）製品登録（更新）申請書

日本接着剤工業会室内空気質汚染対策のためのVOC自主管理規定第8条に基づき、4VOC基準適合製品登録(更新)を下記のとおり申請いたします。

第5条に基づき、登録(更新)申請する製品に関して4VOCを組成に配合していない製品であることを誓約いたします。

尚、これに違反した事が判明した場合には、貴団体の処置に従います。

**新指針値対応の表記**

記

1. 申請製品名
2. 添付資料

（エチルベンゼン新指針値対応）登録製品品質管理チェック表（VOC様式－6）

更新申請製品リスト（VOC様式－9）